



令和 5 年 2 月 1 3 日

南相馬市議会議長

会派名	無会派
代表者氏名	表 信司

調査研究報告書

1 期間 令和 5 年 2 月 1 日（水）～ 令和 5 年 2 月 2 日（木）

2 参加者 ① 表 信司 ②
③ ④
⑤ ⑥

3 旅行先及び調査研究内容 別紙のとおり

別紙

調査研究内容

月日	令和5年2月1日（水）～ 令和5年2月2日（木）
旅行先	東京都 衆議院第一会館
調査研究事項	特定地域づくり事業協同組合制度 外
〔内容〕	
○2月1日（13：25～14：25）衆議院第一会館1218会議室	
特定地域づくり事業協同組合について	
対応者：総務省地域力創造グループ地域振興室 天野純之介 課長補佐	
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課農村政策推進室	
安實実 課長補佐	
人口急減地域の課題に対し、地域の仕事を組み合わせて年間を通じて仕事を創出することを目的とした特定地域づくり事業協同組合制度に基づき、地域づくりの人材の雇用から所得の安定・社会保障の確保を行うのが特定地域づくり事業協同組合である。令和5年2月1日現在、全国では72の組合が組織され、令和5年度には100組合を超える見込。組織されている各組合ごとに、地域の状況に合わせた人材面の特色もあり、移住者の意向を踏まえたものや、農業特化、地域おこし協力隊の任期後の受け皿にしているなど幅広く活用されているとのこと。	
農林水産省では、人口急減地域特定地域づくり推進法を活用により、農村振興や地域づくり人材が農村の多様な担い手として定住することを期待しているとのことであった。	
○2月1日（14：30～15：05）衆議院第一会館1218会議室	
農泊推進対策について	
対応者：農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 米田太一 農泊推進室長	
〃 予算・活性化G 齊藤武 計画係長	
「農泊」とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことであり、宿泊・食事・体験など農産漁村ならではの市域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供し、農山漁村への長時間滞在と消費を促すことで、地域が得られる利益を最大化し、農山漁村の活性化と所得向上を図るとともに、農山漁村への移住・定住も見据えた関係人口の創出の入り口とすることを目的としている。	
農泊推進のため、中核法人を中心に多様な関係者が地域協議会へ参画し、地域が一丸と	

なっており、農山漁村発イノベーション推進・整備事業として農泊の遠泳主体となる地域協議会等に対して、ソフト・ハード両面から一体的に支援を行うこととしているとのことであった。

○2月1日（15：30～16：20）衆議院第一会館1218会議室

中高一貫教育について

対応者：文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）白川由梨 参事官補佐

〃

高等教育改革係 長屋美咲

中高一貫教育制度とは、中学校と高等学校の6年間を接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を転換することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的に、学校教育法等の改正により、平成11年度から導入された制度であり、安定した環境の中で、6年間の学校生活を送ることができる、計画的・継続的な教育課程を展開することができるといった特色がある。平成23年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・接続等に関する作業部会では、特色ある教育の展開・教育課程の特例の活用状況とその拡充の必要性について・学力差やいわゆる「中だるみ」への懸念と学習意欲の向上を図る取り組みについてなどが意見として出され、まとめとして今後とも中高一貫教育校の設置が促進され、より一層、生徒の個性や想像力（創造力）を伸ばすとともに、21世紀の社会で活躍できる人材の育成につながるよう、中等教育の多様化・複線化が深まることを期待するとまとめられている。

○2月2日（9：30～10：20）衆議院第一会館1218会議室

インターナショナルスクールについて

対応者：文部科学省大臣官房

出口夏子 国際協力企画室長

文部科学省初等中等教育局教育課程課

出分日向子 専門官

〃

外国語教育推進室 岡田健裕 室長補佐

文部科学省総合政策教育局生涯学習推進課専修学校教育振興室

船木茂人 課長補佐

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

教育制度改革室義務教育改革係 渡邊康博 専門職

「インターナショナルスクール」は一般に、外国人を対象として英語で教育を行う施設のことを指すと考えられており、法律上のカテゴリーではなく、その中には学校教育法第134条に基づく各種学校として都道府県知事の設置認可を受けている学校、無認可

の学校が存在している。その中には国際的な認証機関（国際バカロレア等）の認証を受けた教育施設と、受けていない教育施設が存在しており、それら以外にも主に外国人の受け入れを目的に、学校教育法第一条に規定する学校（一条校）として設置された学校も一部存在している。上記により、インターナショナルスクールは一般的に外国人児童生徒を対象とする教育施設であると捉えられており、一条校として認可されていないインターナショナルスクールに就学しても法律で規定された就学義務を履行したことにはならず、一条校の中学校への進学が認められない。したがって、市町村の教育委員会においては、憲法に定める教育を受ける権利を保障し、その権利を実現するために義務教育制度が設けられていることを鑑み、経済的な事情、居住地の変更等のやむを得ない事情により学齢児童生徒が实际的に未就学とならないよう留意が必要であるとのことであつた。

○ 2月2日（10：30～11：40）衆議院第一会館1218会議室

復興創生期後の対応、ALPS処理水の海洋放出と風評払拭対策について

対応者：復興庁 今井和哉 参事官（調査・調整班）

復興庁原子力災害復興班 中見大志 参事官

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部

原子力発電所事故収束対応室 山口雄三 廃炉・汚染水・処理水対策官

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針では、発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における各分野の取り組み、復興を支える仕組み、組織等の方針が規定されている。その中では、地震・津波被災地域では復興の総仕上げの段階にあるとして、ハード事業は概ね終了、被災者支援や子どもの支援は事業の進捗に応じて継続していくことや、原子力災害被災地域においては、引き続き国が前面に立ち、中長期的な対応が必要であるとして、事故の収束、環境再生に向けた取組、帰還・移住等の促進、生活再建等、福島イノベーション・コースト構想の推進など本格的な復興・再生に向けた当面10年間の取組が示されているとのこと。

ALPS処理水の処分に伴う対策と今後の取り組みとしては、福島県の廃炉に向けてALPS処理水の処分は避けて通れない課題であり、ALPS処理水小委員会では、「海洋放出」がより確実に処分を実施できると評価しており、国際原子力機関（IAEA）がこの検討結果について「科学的な分析に基づくもの」と評価しているとのことであつた。ALPS処理水を処分するにあたっては、安全性確保のため、東京電力による海洋生物の飼育やALPS処理水の分析でデータの客観性を徹底的に確保すること、海域モニタリングとモニタリング結果のわかりやすい情報発信、IAEAによる徹底評価など、安全性

の確保や理解の醸成により風評対策を実施するほか、風評被害による賠償基準について関係団体等からの意見を伺いながら被害の推認方法や損害額の算定方法等を具体化していくとの説明であった。

なお、それぞれの調査内容の詳細については、提供された資料を参照されたい。